

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月16日

福島県知事 様



提出者

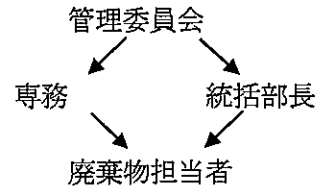
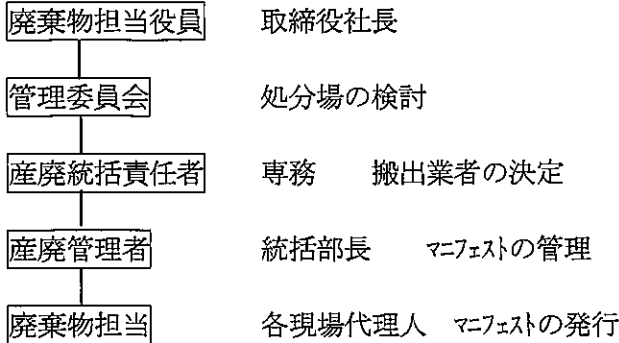
住所 福島県大沼郡会津美里町字水戸乙2375番地
 氏名 株式会社 丸 庄 工 務 所
 代表取締役 荒 川 修 子
 電話番号 0242-54-2011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 丸庄工務所	
事業場の所在地	福島県大沼郡会津美里町字水戸乙2375番地	
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	中分類 総合建設業 小分類 一般土木建築工事業	
②事業の規模	完成工事高 67283万円 (令和3年度)	
③従業員数	20人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場 <ul style="list-style-type: none"> → がれき類 → 中間処理委託 (再生骨材) → 木くず → 中間処理委託 (木質チップ) → 金属くず → (鉄、非鉄) → 売却 	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1のとおり

① 現状	前年度 (年度) 実績		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	目標 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 有筋をなるべく無筋にして分別するよう検討している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 今後も現状を継続する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	前年度（ 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	前年度（ 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	前年度（ 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙2のとおり

①現状	前年度（ 年度）実績		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	目標		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	前年度（令和4年度）実績							
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	木くず	汚泥	廃プラスチック	畳	ガラス、コンクリート 陶磁器くず
	排 出 量	1804.29t	0.12t	164.5t	7.16t	9.28t	0.45t	2.77t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	PCB廃棄物					
	排 出 量	1.88t	1.93t					
		(これまでに実施した取組) がれき類 中間処理施設へ搬出し、再生資源として再利用。 木くず 中間処理施設へ搬出し、再生資源として再利用。 薪ストーブの燃料として利用。						
②計画	目標							
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	木くず	汚泥	廃プラスチック	畳	ガラス、コンクリート 陶磁器くず
	排 出 量	1500.0t	0t	150.0t	5.0t	8.0t	0t	1.0t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	PCB廃棄物					
	排 出 量	1.0t	0t					
		(今後実施する予定の取組) がれき類 コンクリートとアスファルトを分別し中間処理業者を経て再生利用する。 木くず 薪ストーブの燃料として利用し発生量の抑制を図る。						

別紙2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	前年度（令和4年度）実績								
	産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有廃棄物)	木くず	汚泥	廃プラスチック	畳	ガラス,コンクリート陶磁器くず	
	全処理委託料	1804.29t	0.12t	164.5t	7.16t	9.28t	0.45t	2.77t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0.12t	0t	4.64t	7.65t	0t	0.23t	
	再生利用業者への 処理委託量	1804.29t	0.12t	164.5t	7.16t	9.28t	0.45t	2.77t	
	認定熱回収業への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	PCB廃棄物						
	全処理委託料	1.88t	1.93t						
	優良認定処理業者への 処理委託量	1.88t	0t						
	再生利用業者への 処理委託量	1.88t	1.93t						
	認定熱回収業への 処理委託量	0t	0t						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t						
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>がれき類 中間処理施設へ搬出し、再生資源として再利用。</p> <p>木くず 木質チップの製造できる処理場へ委託契約していた。</p>								

目標							
産業廃棄物の種類	がれき類	がれき類 (石綿含有廃棄物)	木くず	汚泥	廃プラスチック	畳	ガラス、コンクリート陶磁器くず
全処理委託料	1500.0t	0t	150.0t	5.0t	8.0t	0t	1.0t
優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	30.0t	0t	4.0t	0t	1.0t
再生利用業者への 処理委託量	1500.0t	0t	150.0t	5.0t	8.0t	0t	1.0t
認定熱回収業への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
産業廃棄物の種類	混合廃棄物	PCB廃棄物					
全処理委託料	1.0t	0t					
優良認定処理業者への 処理委託量	1.0t	0t					
再生利用業者への 処理委託量	1.0t	0t					
認定熱回収業への 処理委託量	0t	0t					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t					
(今後実施する予定の取組)							
がれき類 コンクリートとアスファルトを分別し中間処理業者を経て再生利用する。							
木くず 薪ストーブの燃料として利用し発生量の抑制を図る。							

②計画